

# 虐待防止のための指針

社会福祉法人ドリーム

## 1 当事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加え又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の利用者に対して著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放任：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

### ① 虐待防止委員会の設置及び開催

虐待防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。委員会は年1回以上開催し、次のことを協議します。

- (1) 虐待防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (4) 職員が虐待等を把握した場合に、市町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止に関すること
- (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

## ② 委員会の構成員

委員会の委員長は虐待防止責任者（施設長）とする。委員の選任については、当該事業所のサービス管理責任者、看護師、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。

## 3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回及び新規採用時に実施します。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録したものを紙媒体もしくは電磁的記録により保存します。

## 4 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

利用者本人及び家族、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止委員会規程に基づき、対応します。

また、法人職員は虐待を発見した際、障害者虐待防止法に基づき、市町に通報する義務があります。同時に香川県障害者権利擁護センターに報告します。

## 5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待が発生した場合には、速やかに市町に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

## 6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針については、誰でも閲覧できるように事業所内に備えおくとともに、ホームページにも掲載します。

## 7 その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

「3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

令和5年4月1日制定

# 身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人ドリーム

## 1 当事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

### (1) 身体拘束の原則禁止

身体拘束は利用者の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。

当事業所では利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

### (2) 身体拘束に該当する具体的な行為

(虐待防止の手引 厚生労働省作成より抜粋)

- ① 車いすやベッド等に縛りつける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

当事業所において、やむを得ず身体拘束を行う可能性がある項目

- ① 自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を押さえる拘束）
- ② 野外移動時における交通事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を押さえる拘束）
- ③ 屋内活動時における危険回避、パニック、発作時等（身体を押さえる拘束）
- ④ 飲食、排せつの補助時等（身体を押さえる拘束）
- ⑤ 被服や身の回りの物の着脱の補助時（身体を押さえる拘束）
- ⑥ 手洗い、うがい、手先の消毒、歯磨き時等（身体を押さえる拘束）
- ⑦ クールダウンのために、閉鎖した部屋で対応する場合（個室閉鎖的な拘束）

## 2 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

### (1) 身体拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体拘束等の廃止、必要最小限の実施のため、身体拘束適正化検討委員会（以下「委員会」）を設置します。身体拘束適正化委員会は虐待防止委員会と一体化して行います。委員会は年1回以上開催し、次のことを検討・協議します。

なお、委員会の結果については、職員に周知徹底します。

- ① 身体拘束の適正化のための指針の整備に関すること
- ② 身体拘束の適正化のための職員研修の内容に関すること
- ③ 身体拘束について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ④ 職員が身体拘束を把握した場合に、市町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑤ 緊急やむを得ず身体拘束が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策に関すること
- ⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(2) 委員会の構成員

虐待防止委員会の委員と一体的に構成します。

### 3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束適正化のための職員研修を原則年1回及び新規採用時に実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに本指針に基づき、権利擁護及び身体拘束等の適正化を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録したものを紙媒体もしくは電磁的記録により保存します。

### 4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、そのすべての案件を虐待防止委員会に報告するものとします。

この際、委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集します。

### 5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

身体拘束は行わないことが原則ですが、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の方針のもと行います。

(1) 3要件の確認

- |      |   |
|------|---|
| 切迫性  | 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと |
| 非代替性 | 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと           |
| 一時性  | 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること                |

## (2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

### ① 組織による決定と個別支援計画書への記載

緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断は、虐待防止委員会において協議を行い、事業所全体としての判断が行われるようにし、基本的に個人の判断では行いません。

また、身体拘束を行った場合は、必ず虐待防止委員会・身体拘束適正化検討委員会において議題として取り上げ、適正化の検討を行います。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画書に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。

### ② 本人・家族への十分な説明

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし了解を得ます。

「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書・同意書（様式1）」に個別状況による身体拘束が必要な理由、方法、時間帯及び時間、その際の利用者の特記すべき心身の状況、期間等をできる限り詳細に説明し、利用者・家族等の十分な理解や同意を得るとともに、身体拘束等に関する必要事項を記載した個別支援計画書とともに「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書・同意書」を手交します。

仮に、事前に身体拘束について事業所としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で、必ず個別に説明を行います。

### ③ 行政への相談、報告

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、市町の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告します。

## (3) 必要な事項の記録

緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、「緊急やむを得ない身体拘束等に関する記録（様式2）」に、緊急やむを得なかった理由、様態及び時間、その際の利用者の心身の状況等の記録のほか、再検討した内容も記録します。

また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解除に向けた取組方針や目標とする解除の時期などを統一した方針の下、利用者個々のニーズに応じた個別の支援を検討します。

## 6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針については、誰でも閲覧できるように事業所内に備えおくとともに、ホームページにも掲載します。

## 7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

「3 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、行政機関や社会福祉協議会等、各種団体により提供される身体拘束の適正化に関する研修会には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

令和5年4月1日制定